

## 第3章 環境保全計画

### 1. 環境保全の現状

旧美歎水源地水道施設は、水源地としての特性から人家から隔絶された環境にあり、人為・自然災害を問わず良好な環境が維持されているが、稼働を停止して以来数十年間、こまめな管理を受けることができなかつたため、管理者が文化財として適切な保護を行う上で支障となる樹木の伐採あるいは除草を行い、また消失した管理道を整備し管理機能を復旧させた。

また、指定文化財ではないものの、稼働時に不可欠の施設だつたと思われる量水堰や管理用の橋梁等が現存しており、これらは、全体の機構を理解する上で保存すべきと判断しその取り扱い方針を定めた。

なお附のうち、水道記功碑は旧美歎水源地水道施設内ではなく、現在も供用されている長田山配水池にある。

### 2. 環境保全の基本方針

保存管理計画の対象となる建造物の周辺環境については、原則として保全の措置をとつた。水源地の土地全体も指定対象であることから、現状を良好な状態で保つため、清掃・除草・樹木管理等を行なうと共に、管理を適正に行い文化財を公開するために必要な施設の整備を行う。

また、昭和4年以降に増設され景観を阻害していた建造物は、除却あるいは活用施設への転用を行なう。

### 3. 区域の区分と保全方針

#### (1) 区域の区分

計画区域全体が土地指定されているため、全体を保存区域とする。区域内では、原則として新たな建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。ただし、本計画に定める管理・活用に係る施設・設備のうち、県の現状変更許可を得られたものについては、整備を行うものとする。

また、将来的に新たな施設・設備を整備する必要がある場合は、改めて有識者等に意見を求めるものとする。

#### (2) 保存区域の保全方針

##### ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

計画区域全体が土地指定されているため、防災・管理施設は最小限のものとし、効率的な運用を図る。また、文化財的価値に影響しないよう、景観等にも充分配慮したものとする。

##### イ 土地・樹木等に係る景観や保全の方針

区域内の土地・樹木・遺構等の取扱は、表3-1のとおりとする。

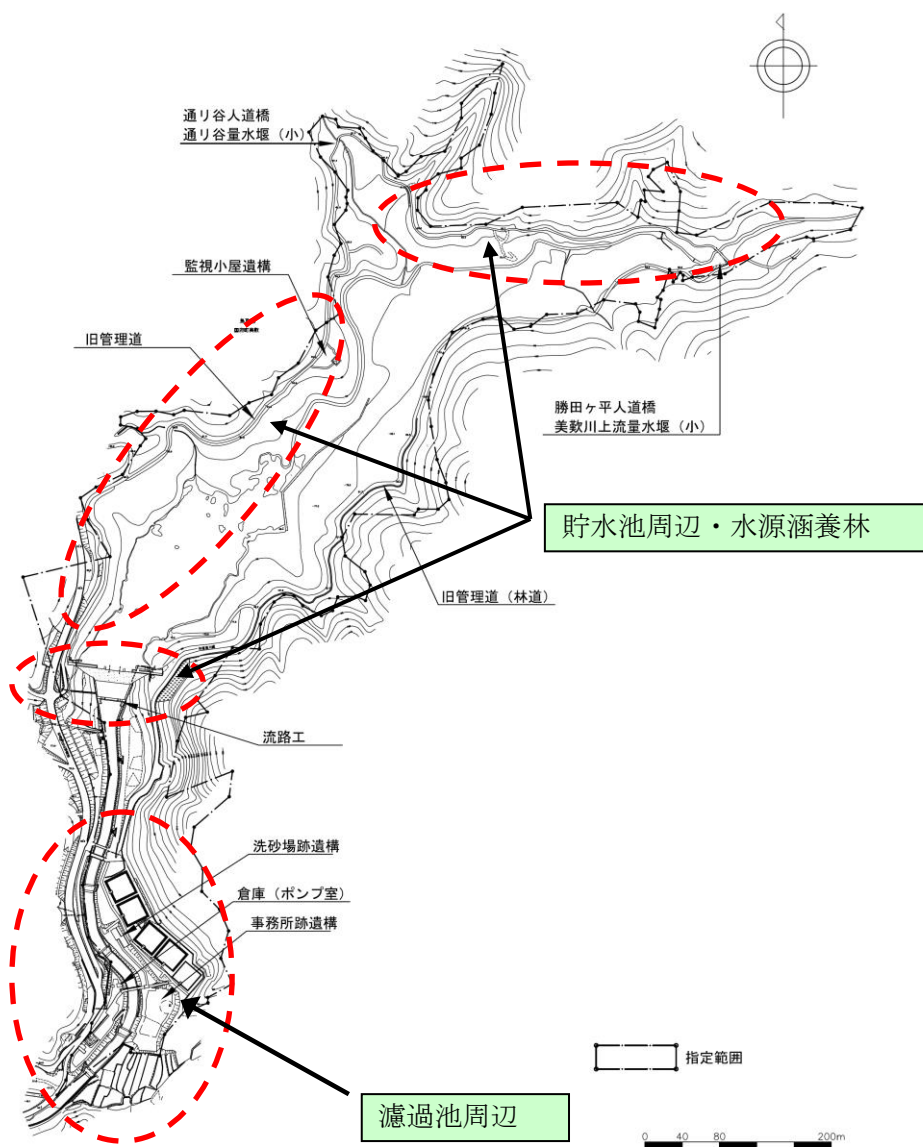
##### ウ 活用に伴い必要な施設の設置方針

価値の理解を深めるために必要な施設に限り、文化財的価値を損なわないよう配慮して設置を行う（第5章参照）。

表 3-1 土地・樹木等に係る景観や保全の方針

項 目	取 扱
水道用地、 原野及び保安林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・現状変更については、軽微なものを除き、県の許可を要する。</li> <li>・土嚢の設置や部分的な杭打ち、路面の更新など軽微なものを除き、本計画に定められている以外の地形の改変は原則認めない。</li> <li>・樹木については、景観維持及び安全管理のため、見通しや視線の障害となる樹木あるいは危険木の伐採等、植栽の適正な管理を行う。</li> </ul>
旧管理道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理道については、概ねの位置・規模を踏襲して、管理道兼見学路を整備する。</li> </ul>
砂洗場建物遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査を実施し建物遺構を保存すると共に、跡地へは往時の建物外観を復元した、活用施設(ガイダンス施設兼休憩所)を整備する。</li> </ul>
事務所跡遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査を実施し建物遺構を保存する。跡地は盛土造成を行って遺構を保存すると共に、休憩施設(芝生広場)として活用を図る。</li> </ul>
監視所跡遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査を実施し建物遺構を保存する。跡地は盛土造成を行って遺構を保存すると共に、監視所外観を復元した休憩所施設を整備する。</li> </ul>

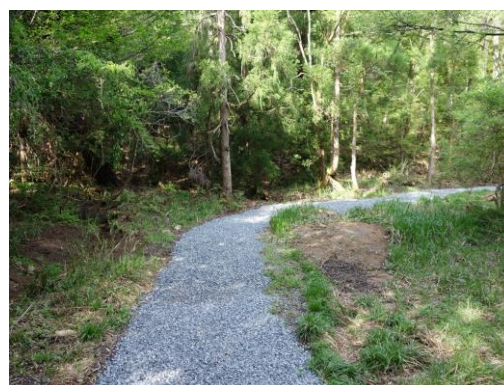
名称	水道用地、原野及び保安林
保存の状況	<p>◎濾過池周辺 事務所棟・倉庫等は撤去されているが、概ね稼働時の形態を留めている。濾過池周辺の砂利敷部分・通路部分を平成29年度に整備し、年間を通じて除草を実施しているため健全な状態である。</p> <p>◎貯水池周辺・水源涵養林 概ね稼働時の形態を留めているが、貯水堰堤の砂防堰堤化(平成10年)にともない、貯水池及び美歎川の水位はかなり下がっている。</p>
保護の方針	<p>現状維持 濾過池周辺については、昭和4年の状況に復する。</p>



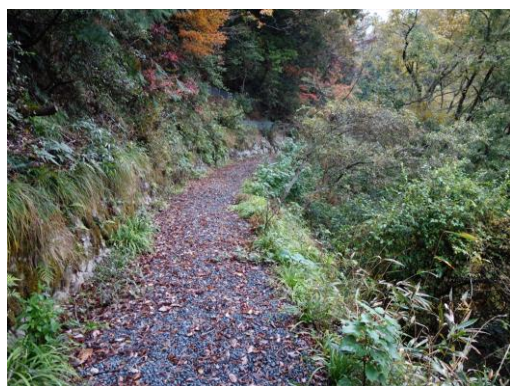
名 称	旧管理道
保存の状況	林道として供用されている部分の下流側はアスファルト舗装道であり、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて貯水池見学路として砂利敷き舗装を整備する。
保護の方針	概ねの位置を踏襲して見学路を設置する。



右岸下流 アスファルト舗装改修区間



右岸上流 砂利敷き舗装区間



右岸上流 砂利敷き舗装区間



左岸上流 砂利敷き舗装区間

名 称	砂洗場建物遺構（現ガイダンス施設兼休憩所）
保存の状況	砂洗場建物をガイダンス施設兼休憩所として平成 29 年度整備で復元し、施設内部でレンガ擁壁並びに建物基礎を保護している。 建物遺構は記録保全し、上屋復元の際は基礎を当初の位置からずらすことで遺構の損傷を最小限に止めている。
保護の方針	現状維持



名 称	事務所跡遺構（現芝生広場）
保存の状況	平成 29 年度の整備にて芝生広場とする。建物の礎石遺構については記録保存し、砂を盛って保護している。排水柵はグレーチング蓋にて閉口している。
保護の方針	現状維持



名 称	監視小屋遺構（現休憩所）
保存の状況	平成 28 年度の整備にて休憩所として、監視小屋の外観を復元。監視小屋遺構については記録保存し砂を覆って保護し直上に上屋を建てている。
保護の方針	現状維持



#### 4. 建造物の区分と保護の方針

##### (1) 建造物の区分

指定地内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について、下表のように区分し、また保護の方針を設定した。

表 3-4-1 建造物の区分一覧

区 分	区 分 内 容
ア. 保存建造物	所有者が自主的に保存を図ることとするもの
イ. その他建造物	歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの。 または、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。
	治水・砂防等のために設置されているもの

##### (2) 保護の方針

対象の区分と保護の方針に従って、該当する建造物に対して区分や保護の概要を行った。（詳細はP62～67を参照）

表 3-4-2 対象建造物別保護の方針一覧

対象建造物	区分の概要	保護の方針
通り谷人道橋	ア. 保存建造物	指定文化財に準ずる保存方針とし、現状維持とする。
勝田ヶ平人道橋	ア. 保存建造物	
通り谷量水堰（小）	ア. 保存建造物	
勝田ヶ平量水堰（小）	ア. 保存建造物	
ポンプ室	イ. その他建造物	改修し、倉庫及び受付棟として活用する。
管理橋	イ. その他建造物	現状維持を基本とする。 ・管理者が行う軽微な修繕は現状変更にあたらぬものとする。 ・形態・色彩など、補修・更新のために現状を変更しようとするときは、県の現状変更許可を要する。 ・文化財の保存に影響する可能性がある事業については、事業主体が、事前に市文化財課及び県文化財課・文化庁と協議し、実施方法を検討する。
流路工	イ. その他建造物	

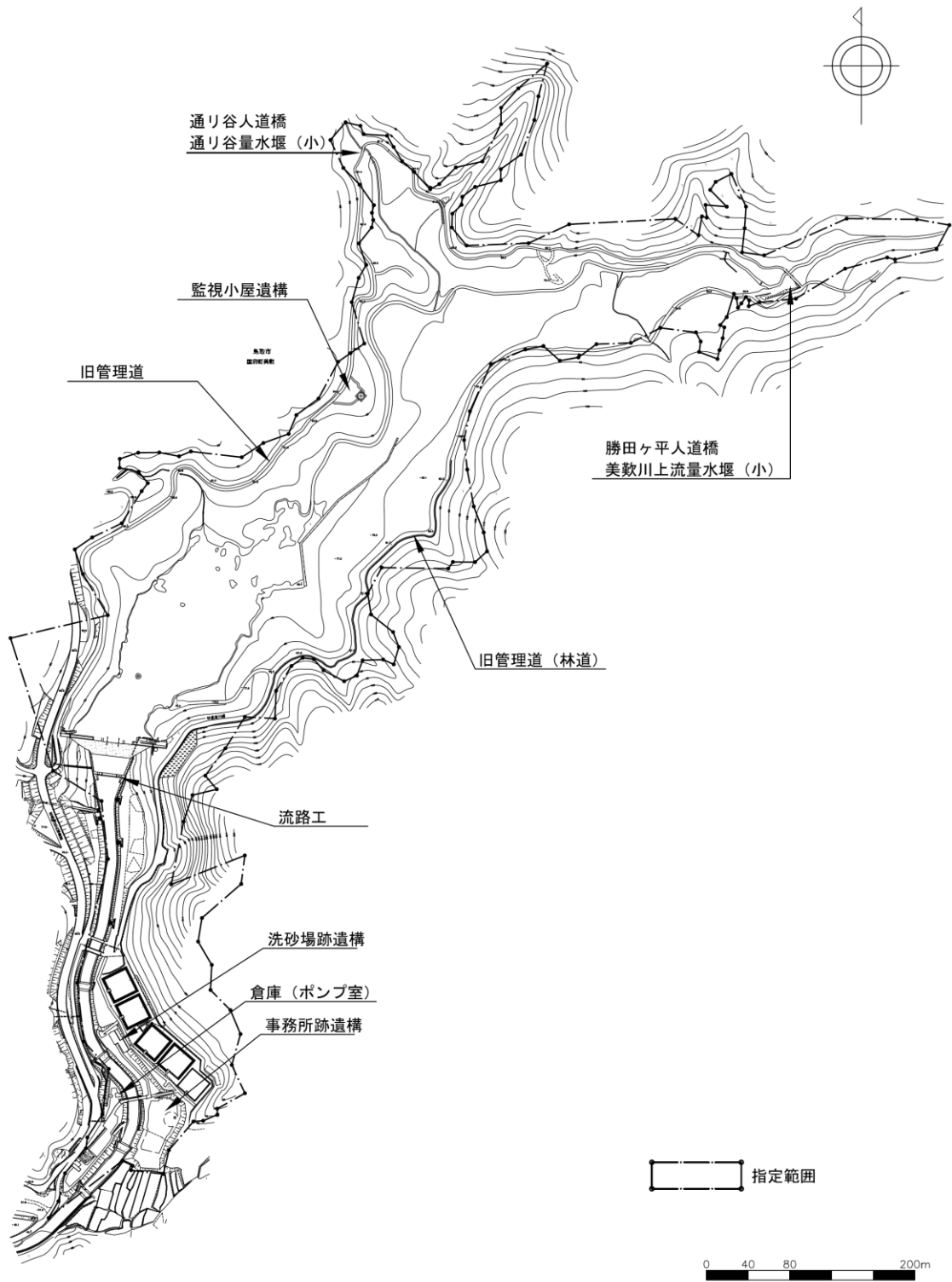


図 3-1 環境保全施設位置図



名 称	通り谷人道橋
保存の状況	目立った損傷は見られず、平成 26 年度の整備にて床版表面の清掃等を行う。 高欄手摺は当初からなかったものと思われる。 橋台は石積擁壁であり比較的良好に保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	勝田ヶ平人道橋
保存の状況	本体(床版)部の表面は劣化が進行しているが、目立った損傷は見られない。 高欄のコンクリート製柱は腐食が進んでいるほか、一部が床版と離れた状態になっている。 鉄製の手摺り部は表面の腐食が進み一部変形も見られるが、全体には往時の形状はよく残している。 橋台は石積擁壁であり比較的良好に保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	通り谷量水堰(小)
保存の状況	堤体の水通しの裾部に流失した跡が見て取れるが、それ以外の本体あるいは天端部に損傷は見られない。 左右、並びに上下流護岸とも、比較的良好な状態を保持している。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	美歎川上流量水堰(小)
保存の状況	概ね堤体のコンクリートの状態は良く、天端部や水通し部の劣化は進んでいない。一方、左岸下流側に大きく損傷した箇所が見て取れる。 左右護岸の規模は小さく、竹類に覆われているが、損傷は殆ど見られない。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	倉庫(ポンプ室) (現受付棟兼倉庫)
保存の状況	平成 28 年度の整備で改修する。 外壁はコンクリートブロック造であり、劣化は殆ど進んでいない。室内には水道機器が保存される。
区 分	イ. その他の建造物
保護の方針	事務所として、現状を維持しながら使用する。

屋根材の更新



窓枠、窓材の更新

壁面の塗色

名 称	管理橋
保存の状況	近年設置されたもので、躯体、金属製ガードレールとも劣化は認められず、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持



名 称	流路工
保存の状況	美歎川の砂防・河川改修等で近年設置されたもので、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持

